

行政文書一部公開決定通知書

30 観 M 第 175 号
平成 30 年 12 月 17 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	カジノを中核とする統合型リゾート（IR）に関し、名古屋市が桑名市を訪問したときの復命書、持参資料、出張命令簿		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成30年 12 月 17 日	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 公開請求のあった「出張命令簿」に記載されている職員番号については、職員ごとに付与される個人識別番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されるものであることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、非公開とします。		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局観光交流部MICE推進室 TEL 052-972-3174		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）

を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供覧

観光交流部長	M I C E 推進室
	 

復命書

平成 30 年 12 月 4 日

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局観光交流部
MICE 推進室長 大島 吉清



平成 30 年 12 月 3 日に下記のとおり出張いたしましたので、報告します。

1 用務等

- (1) 用務 I R 誘致に対する本市の考え方についての桑名市への説明
- (2) 用務先 三重県桑名市

2 説明・意見交換の概要

(1) 日時・場所等

日時：平成 30 年 12 月 3 日（月）14:00～

場所：桑名市役所

先方：桑名市 市長公室長、総務部長、政策経営課長

※説明と併せ、事務方として、26 日の市長会見の前に事前連絡・説明ができなかったことについて申し訳なかったとお伝えした。

(2) 本市からの説明概要

ア I R 誘致に対する考え方

リニア開業後、この東海地域がスーパーメガリージョンとなる時代（2 時間圏域人口が国内最大に）に向け、リニアの通過点や乗り換え点にならず、目的地たるべく必要なコンテンツを整える必要がある。現状でも産業に強い地域だが、世界・日本の交流拠点となるよう、とりわけ、エンターテインメン

トが盛んとなり、県民・市民がその豊かさを享受できる地域でありたい。I Rを活用して、こうした将来像を実現する可能性がないか検討したい。

イ I Rオペレーター等へのヒアリングにおける意見

I Rには特にエンターテインメントの展開に強みがある。エンターテインメントへの集客力という観点から、大都市圏や、すでにある大規模集客施設との相乗効果、クラスター効果も高い。

ウ 候補となりえる地域について

名古屋市都心部及び名古屋港エリアを検討対象とするが、広い視野で、リニア開業を見据え、名古屋駅を含む東海エリア全体の中で、大規模なエンターテインメント施設であるナガシマスパーランドを擁するエリアについても、事業可能性を考えられないか、所管する自治体にも相談させていただきたい。

(3) 意見交換

＜桑名市＞市長は「驚いている。I Rについて考えていなかったもので、今後、地域の経済効果も含めて、調査研究をしていきたい。」とコメントしている。これには、懸念されている治安の悪化やギャンブル依存症の問題、地域社会への影響についても情報収集を進める必要があると考えている。

今回、名古屋市から説明を受けたことは市長に報告させていただくが、今後はどうようにすすめていく考えか。

＜市＞この地域全体で最適な選択ができればと考えており、引き続き情報交換、情報共有をしつつ、連携できる良い提案ができれば随時相談させていただきたい。

平成 30 年 12 月 3 日

名古屋市における I R 誘致に対する考え方について

1 I R 誘致に対する考え方

- ・リニア開業後、この東海地域がスーパーメガリージョンとなる時代（2 時間圏域人口が国内最大に）に向け、リニアの通過点や乗り換え点にならず、目的地たるべく必要なコンテンツを整える必要がある。
- ・現状でも産業に強い地域だが、世界・日本の交流拠点となるよう、とりわけ、エンターテインメントが盛んとなり、県民・市民がその豊かさを享受できる地域でありたい。
- ・I R を活用して、こうした将来像を実現する可能性がないか、検討したい。

2 I R オペレーター等へのヒアリングにおける意見

- ・I R には特にエンターテインメントの展開に強みがある。
- ・エンターテインメントへの集客力という観点から、大都市圏や、すでにある大規模集客施設との相乗効果、クラスター効果も高い。

3 候補となりえる地域について

- ・名古屋市都心部及び名古屋港エリアを検討対象とする。
- ・広い視野で、リニア開業を見据え、名古屋駅を中心とするを含む東海エリア全体の中で、大規模なエンターテインメント施設であるナガシマスパーランドを擁するエリアについても、事業可能性を考えられないか、所管する自治体にも相談させていただきたい。

出張命令簿

平成30 年 12 月分

所 属 名	職 員 番 号	氏 名
観光文化交流局観光交流部MICE推進室MICE推		大島 吉清

命令 月日	命令 権者 印	出張用務及 び出張先	発着日時	運賃実費		支出科目	備考
				区分及び 区間又は距離	金額		
月 日 12 3	済	I R誘致にかかる桑名市との協議 桑名市役所	日 3 12時 30分 から 16時 30分 まで	市役所⇄名古屋駅 ⇄桑名駅⇄桑名市 役所	円 1,100	一般会計 コンベンシ ョン推進費	
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				
			時 分 から 時 分 まで				

(記入上の注意)
運賃実費を必要としない場合又は通勤手当と調整する場合には、
備考欄にその旨を記入すること。

(備考)
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運 賃 実 費 計	円 1,100
--------------	------------

行政文書非公開決定通知書

30 観 M 第 176 号

平成 30 年 12 月 17 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	カジノを中核とする統合型リゾート（IR）に関し、名古屋市が桑名市を訪問するに至った経緯がわかるもの
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成していないため。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局観光交流部MICE推進室 TEL 052-972-3174

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。